

摂津市議会

# 議会運営委員会記録

令和3年11月25日

摂津市議会

## 議会運営委員会記録

### 1. 会議日時

令和3年11月25日(木) 午前10時 1分 開会  
午前11時55分 閉会

### 1. 場所

第一委員会室

### 1. 出席委員

委員長	村上英明	副委員長	香川良平	委員	増永和起
委員	西谷知美	委員	光好博幸		
議長	南野直司	副議長	三好俊範		
議員	森西正				

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

副市長 奥村良夫 副市長 福渡 隆  
総務部長 山口 猛

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局長 牛渡長子 同局次長 大西健一  
同局主幹兼総括主査 香山叔彦 同局書記 速水知沙  
同局書記 織田裕太

### 1. 案件

- ・令和3年第4回定例会審議日程及び議事日程について
- ・認定第1号 令和2年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
- ・協議事項について

(午前10時1分 開会)

○村上英明委員長 ただいまから議会運営委員会を開会します。

まず、理事者から挨拶を受けることにします。

奥村副市長。

○奥村副市長 本日は大変お忙しい中、議会運営委員会を開催していただきましてありがとうございます。

来る11月30日から開催されます令和3年第4回摂津市議会定例会におきまして、予算案件7件、人事案件1件、条例案件4件、その他の案件2件、合計14件の議案提出を予定いたしております。

それぞれの案件の概要につきましては、この後、総務部長から説明いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

○村上英明委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、光好委員を指名します。

第4回定例会の提出議案について概略説明をお願いします。

総務部長。

○山口総務部長 それでは、令和3年第4回市議会定例会提出案件の概略説明をさせていただきます。

まず、議案第64号は令和3年度摂津市水道企業会計補正予算(第2号)でございます。

本件は、収益的支出におきまして、現計予算額19億4,644万8,000円から1,319万6,000円を減額し、補正後予算額を19億3,325万2,000円とするものでございます。

また、資本的支出におきましては、現計予算額17億9,126万2,000円から527万8,000円を減額し、補正後予算額を17億8,598万4,000円

とするものでございます。

補正の内容といたしましては、人事異動に伴う人件費及び決算に伴う補正でございます。

また、債務負担行為では、給排水管維持管理事業など3事業を追加いたしております。

次に、議案第65号は令和3年度摂津市下水道事業会計補正予算(第1号)でございます。

本件は、収益的支出におきまして、現計予算額35億3,546万5,000円から67万円を減額し、補正後予算額を35億3,479万5,000円とするものでございます。

また、資本的支出におきましては、現計予算額40億4,352万6,000円から250万円を減額し、補正後予算額を40億4,102万6,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、人事異動に伴う人件費及び決算に伴う補正でございます。

また、債務負担行為では公共下水道整備事業など3事業を設定いたしております。

次に、議案第66号は令和3年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)でございます。

本件は、現計予算額96億9,743万8,000円から補正額531万円を減額し、補正後の予算額を96億9,212万8,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳入におきましては保険基盤安定負担金の確定などによる補正でございます。歳出におきましては人事異動に伴う人件費の補正でございます。

次に、議案第67号は令和3年度摂津市

介護保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

本件は、現計予算額70億7,364万8,000円に補正額24万5,000円を追加し、補正後予算額を70億7,389万3,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、人事異動に伴う人件費の補正でございます。

次に、議案第68号は令和3年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

本件は、現計予算額12億6,232万9,000円に補正額41万3,000円を追加し、補正後予算額を12億6,274万2,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、保険基盤安定負担金の確定により、広域連合に対する納付金の増額を計上いたしております。

次に、議案第69号は固定資産評価審査委員の選任について同意を求める件でございます。

本件は、固定資産評価審査委員会委員の岩田敏江氏の任期満了に伴い、引き続き同氏を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第70号は摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、地方税法の改正に伴い所要の改正を行うものでございます。その主な内容は、市民税に関しましては個人の市民税の均等割の非課税の範囲及び均等割の税率の軽減並びに所得割の非課税の範囲等に係る扶養親族について、年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限ることとするものでございます。

また、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療控除の特例について、その

適用期限を令和9年度分の個人の市民税まで延長することとするものでございます。

固定資産税に関しましては、特定都市河川浸水被害対策法または下水道法に指定する認定事業者が、令和3年11月1日から令和6年3月31日までの間に設置した一定の雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の特例割合を3分の1と定めるものでございます。

なお、施行日は令和6年1月1日としております。ただし、一部の規定は公布の日及び令和4年1月1日といたしております。

次に、議案第71号は摂津市立体育館条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、味舌体育館を新設するため所要の改正を行うものでございます。

その内容は、摂津市立味舌体育館を摂津市正雀1丁目1番6号に設置し、その施設使用料の額を定めるとともに、冷暖房設備使用料を新たに設定するものでございます。

なお、施行日は令和4年4月1日といたしております。

次に、議案第72号は摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、健康保険法施行令の改正に伴い、出産育児一時金の支給額の位置づけを変更するため所要の改正を行うものでございます。

その内容は、出産一時金の額を40万4,000円から40万8,000円に引き上げ、加算額を1万6,000円から1万2,000円に引き下げるものでございます。

なお、施行日は令和4年4月1日といた

しております。

次に、議案第73号は摂津市下水道条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、下水道法の改正に伴い同法の引用箇所の整備を行うものでございます。

なお、施行日は公布の日といたしております。

次に、議案第74号は財産の無償譲渡の件でございます。

本件は、摂津市立せつつ幼稚園を幼保連携型認定こども園として民営化するため、その建物、その他附帯設備及び備品を社会福祉法人桃林会へ無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第75号は指定管理者指定の件、摂津市立味生体育館でございます。

本件は摂津市立味生体育館の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者となる団体は大阪府中央区上本町西1丁目2番19号、株式会社エスエスケイ代表取締役佐々木恭一でございます。

指定の期間につきましては、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間といたしております。

次に、議案第76号は令和3年度摂津市一般会計補正予算(第9号)でございます。

本件は、新型コロナウイルス感染症対策関係経費のうち、早急な対応が必要となる事業の予算を計上するもので、現計予算額418億464万3,000円に補正額6億7,380万8,000円を追加し、補正後予算額を424億7,845万1,0

00円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、子育て世帯への臨時特別給付金に要する経費でございます。

最後に、議案第77号は令和3年度摂津市一般会計補正予算(第10号)でございます。

本件は、現計予算額424億7,845万1,000円に補正額3億8,160万5,000円を追加し、補正後予算額を428億6,005万6,000円とするものでございます。

その内容は、歳入では障害者自立支援給付費等負担金や社会資本整備総合交付金などを計上するほか、補正財源の調整として財政調整基金繰入金を増額いたしております。

歳出では、人事異動に伴う人件費の補正のほか、障害福祉サービス等給付の増額や正雀南千里丘線外2路線道路改良事業における土地購入費、移転補償費などを計上いたしております。

また、繰越明許費では中学校給食事業を設定し、債務負担行為では体育施設指定管理事業など8事業を追加し、正雀南千里丘線外2路線道路改良事業を変更するものでございます。

地方債では、正雀南千里丘線外2路線道路改良事業債を変更するものでございます。

以上、令和3年第4回定例会提出案件の概略説とさせていただきます。

○村上英明委員長 説明が終わりました。この際、何か質問があればお受けをいたします。

では、質問がないようですので、理事者の皆様は退席いただいて結構でございます。

暫時休憩します。

(午前10時4分 休憩)

(午前10時5分 再開)

○村上英明委員長 それでは、再開いたします。

認定第1号、令和2年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件、所管分について審査を行います。

補足説明を求めます

牛渡局長。

○牛渡事務局長 認定第1号、令和2年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、議会費に係ります部分について決算書に基づき説明をさせていただきます。

まず歳入ですが、一般会計歳入歳出決算書の63ページの款20諸収入、項4雑入、目2雑入、節1雑収入は、議会事務局分として議員一同名で発信いたしました電報代による私用電話使用料と各会派が使用されました電子複写機使用料でございます。

次に歳出につきましては、72ページから75ページの議会費で、予算現額2億7,430万円に対しまして支出済み額は2億6,851万5,138円で、執行率は97.9%となっております。

その主な内容といたしましては、72ページの款1議会費、項1議会費、目1議会費、節1報酬は主に議員報酬でございます。

前年度に比べ、2.2%、255万3,618円の減少となっております。主な原因といたしましては、5月から10月までの6か月間、議員報酬を新型コロナウイルス感染症対策として10%減額したことによるものでございます。

次に、節4共済費のうち、議員共済給付費負担金は、総務省から示されました算定方法に基づき、本市の場合、令和2年4月

1日現在における標準報酬月額54万円に、同じく令和2年4月1日現在における議員数18人の12か月分に、改正省令で定める負担率100分の35.4を掛けて算出しております。

その下、議員共済事務費負担金は、市議会議員共済会に支払う事務負担金で、議員一人当たり年額1万3,000円、令和2年4月1日現在の議員定数19人分でございます。

節8旅費のうち、普通旅費は事務局職員の出張旅費でございます。

次に、節9交際費は主に議長公務に伴い会費等の経費や手土産代などでございます。

節10需用費における消耗品費の主なものは、官報をはじめ専門誌や新聞代、定期購読の機関紙、また、コピー用紙やプリンタートナーなどに要した経費でございます。

食糧費は、来客時のお茶、コーヒー等の賄いに係る費用でございます。

印刷製本費は、定例会ごとに発行しております議会だよりの印刷に係る経費でございます。

令和2年度から全戸配布を開始するに当たりまして、前年度より1万4,500部増刷をいたし、60万469円の増加となっております。

節11役務費、通信運搬費は議会事務局で使用しております携帯電話通話料、手数料は議長室のテーブルクロスクリーニング代、筆耕翻訳料は本会議での速記、そして各委員会・協議会等における音声反訳料でございます。前年度に比べ30.3%、80万3,373円の増加となっております。

主な要因といたしましては、筆耕翻訳委

託料のうち、速記料に係る1時間当たりの単価が3,000円増加、反訳料に係る1時間当たりの単価が2,600円増加したことによるものでございます。

節12委託料、会議録検索システムデータ更新等委託料は、市議会ホームページや庁内LANのインターネット系から閲覧できます定例会や各委員会の会議録検索システムのデータ更新に係るものでございます。

議会映像配信委託料は、市議会ホームページから本会議での議論の様子をライブ配信及び録画配信で視聴することができる映像配信システムの運営管理業務委託料でございます。

議会だより全戸配布業務委託料は、令和2年度から議会だよりの全戸配布を開始したことによる配布委託料でございます。

節13使用料及び賃借料は事務局内の電子複写機レンタル料でございます。

節17備品購入費のうち、供用器具費は、新型コロナウイルス感染症に係る飛沫対策に使用するため、議場に設置するアクリルパーテーションを購入したものと、議会事務局で従前から使用していた罫線付きホワイトボードが破損により使用できなくなったため買い換えに要した費用でございます。

図書購入費は議会図書室用の図書の購入費でございます。

次に74ページ、節18負担金、補助金及び交付金のうち、政務活動費につきましては、令和2年度下半期より運用を再開し、一人当たり月3万円で5会派14名分のご請求があり、残余金につきましては返還をいただいております。

最後、各種の負担金でございますが、全国市議会議長会は全国815市・区の議長

により組織され、地方自治の拡充に関し関係方面に反映させるための措置を行っております。

また、全国知事会・全国市長会・全国町村会・全国都道府県議会議長会・全国町村議会議長会と合わせた地方6団体の一つとして、内閣に対して意見の申出、国会に対して意見書の提出を行う全国的連合組織でございます。

その下、近畿市議会議長会は、全国市議会議長会を9ブロックに分けた1ブロックとして2府4県111市の議長により組織され、全国市議会議長会が行う措置の近畿部会として意見の集約を図る組織でございます。また、近畿地方独自の地方自治拡充に関し関係方面に反映させるための措置を行う組織でございます。

大阪府市議会議長会は、近畿市議会議長会を構成する2府4県6団体の一つとして大阪府内33市の議長団により組織され、近畿市議会議長会が取りまとめる大阪ブロックの意見を集約する組織でございます。

北摂市議会議長会は、大阪府市議会議長会を4ブロックに分けた1ブロックとして、7市の議長団により組織され、大阪府市議会議長会が取りまとめる北摂ブロックの意見の集約を図る組織でございます。また、先進市の海外視察や各市議会間の情報交換、制度運営に関する調査を行う組織でございます。

その下、全国高速自動車道市議会協議会は、高速自動車道の建設促進と料金制度や防災・安全対策など、高速道路の諸情勢や通過市共通の問題を総合的に調査・研究し、その解決を図るため、関係方面に要請等の措置を行う組織でございます。令和3年4月現在、全国320市が加盟しております。

以上、決算内容の説明とさせていただきます。

○村上英明委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

増永委員。

○増永和起委員 それでは、決算概要42ページです。まず、会議録検索システムデータ更新等委託料です。

会議録の検索が、なかなかアップされてなくて、前の会議録を見たいと思っても出てこないというような問題がありましたけれども、それについてどのようになっているのか、お聞かせください。

続きまして2番です。その下にある職員派遣委託料です。

これを見てみますと、3年間さかのぼると大分推移があるなと思って見ていますけど、平成30年度の場合は、決算額で814万9,581円でした。そして、令和元年度724万5,449円でした。今回の令和2年度ですが855万8,475円と、この推移、この背景、何があるのかということについてお聞かせください。

その次です。この下の議会映像配信委託料です。

ライブ配信ができるようになって大変よかったと思っているんですけども、一般質問を聞き逃したと、すぐ聞きたいというふうな場合に、10日以上たたないとその内容が映像として出てこないということがあると思うんです。これが早くならないのかというふうなお声をいただいているんですが、いかがでしょうか、お聞かせください。

続きまして、庁用器具費です。

今、説明がありました、パーテーションなどを購入されたということで、コロナ対策ということですが、これは各会派

の部屋の分とかも全部合わせてなのか、それから本会議場、そして各委員会室とか、そういうのも全て合わせての数字なのかどうか、それを聞かせていただきたいと思っています。

それから、最後にその下、議会だより発行事業というのがあります。これは議会だよりの全戸配布の業務委託料がこの令和2年度から上がっていると思いますけども、全戸配布ができるようになって大変よかったというふうに思っているんですが、広報誌と併せてこれを全戸配布するということにするために、議会が行われてから配布までの間に大分時間がかかるということが今起きていると思うんです。

この広報誌と一緒に併せて行うことでどれぐらいのメリットがあるということになるのかということについて、教えていただきたいと思っています。

以上です。

○村上英明委員長 では、答弁を求めます。  
大西事務局次長。

○大西事務局次長 増永委員からいただいております5点のご質問についてお答えさせていただきます。

まず1点目でございます。会議録が前年まで遅れていたのではないかとというご質問だったと思います。

この4月に全ての会議録の確認をさせていただきました。過去5年間をさかのぼりまして、委員会・協議会・本会議を含めまして、確かにご指摘どおりできていない会議録はございました。

これを一覧にさせていただきました。この令和3年度の上半期中に全て完成をさせて、検索システム等にも反映をさせていただきますので、現在に至りましては全ての会議録を皆さんに閲覧、検索をしていただけ



る状況となっております。

今年度の会議録につきましては、第3回の本会議の分に関しましては、作成中となっておりますけれども、それ以外に関して全て作成ができているという状況となっております。

続きまして2点目でございます。職員派遣委託料の経年の変化でございます。

今、増永委員からご指摘をいただいております平成30年度、令和元年度、令和2年度でございますけれども、まず、平成30年度は派遣職員が3名来ていただいている時期がありました。令和元年度につきましては2名、令和2年度につきましては2名ということで、まず人数の違いの部分がございます。

特に、令和元年度から令和2年度の変化でございますけれども、令和元年度は、ご説明で2名と申しあげましたけれども、途中で退職をされておまして、一定の期間1名で運用している期間がございましたので、その分の支出がないという部分で増減が出ています。

もう1点でございますけれども、令和元年度までは交通費の支給をしておりますけれども、令和2年度から交通費の支給をしておりますので、その部分も増になっておまして、この差額が出ております。

続きまして、3点目でございます。映像配信の録画でございます。映像配信までの期間をもう少し早くできないかというお話でございました。

現在のところ映像配信まで10日間かかっているんですけれども、例えばこれを2日、3日にするというのは、映像業者と我々の作業を考えると、物理的には難しいと考えているところです。

ただ、1日、2日ぐらいであれば、作業工程を見直して短縮ということも可能でございますので、今後、検討してまいりたいと考えております。

4点目のパーテーションでございます。

本会議場のパーテーションの費用なのか、各会派控室に入れているパーテーションなのかというお問い合わせでしたが、こちらにつきましては本会議場の分となっております。

5点目でございます。議会だよりの全戸配布と広報せつつと一緒に配布しているメリットというお問い合わせだと思います。

こちらに関しましては、今まででしたら自治会配布でございましたけれども、全戸配布になっており、全ての方に見ていただいていると思っておりますので、そちらは間違いなくメリットだと考えているところでございます。

以上でございます。

○村上英明委員長 では、増永委員。

○増永和起委員 では、2回目の質問をさせていただきます。

1番の会議録の件です。大変遅れていたのを、頑張って対応し、今はきちっと見れるようになっていくということではあります。

ただ、それってかなり無理をしてやっていただいたのではないのかなという懸念もしているところなんですけれども、次の分と重なりますけれども、今やっぱり議会の改革とかいうことも進めていって、摂津市の議会も災害時の問題であるとかいろんなことで前進をしてきていると思っております。

そのことを支えてくれているのはやっぱり議会事務局だと思うんですけれども、先ほども派遣の方がたった1名だけにな

ってしまっていた時期があったというように、やはり議会議務局の体制です。職員の皆さんの人数であるとか、それから派遣の方の人数であるとか、やはりその体制を今後、摂津市議会を発展させていくためにももっと手厚くしていく必要があるのではないのかなというふうに思うところがございます。それについてのお考えをお聞かせください。

そして、会議録の検索については、一般の方も見やすいようなというか、なかなか検索していただくのもやり方が分からないというか、難しい。ぱっと見て分かるというふうになっていないかなというふうに思うので、これは要望ですけれども、もっと一般の方にも簡単に分かりやすくというふうなことを考えていただきたいなというふうに思います。

3番目、映像配信のほうにいきます。非常に努力をしていただいて、10日で映像配信も見れるというふうにいただいているんだと思います。視聴をしていただいている方、何人か、私もいらっしゃるのを知っておりますし、その日に見れなくても、後からやっぱり本会議がどうだったとかっていうのを、文字じゃなくても映像で見るというのはすごく市民の関心も高まっていくと思うので、大事だと思うんです。

1日、2日の短縮なら可能だというようにお話だったんですが、これも重なるとは思うんですけれども、人員の体制をしっかりと取ればもっと早くなるのかなというふうに思うんですけれども、そこは、さっきの人員のところとも絡めてやっていただいたらいいかなというふうに思います。

それからもう一つ、今やっぱりSNSとかいろんなところで発信をしていくというときに、やはりそれぞれの議員の発信の

手段としても使えるような方向ってというのが検討ができないのかなっていうふうに思っているんです。

もっともっと一般質問なり、しっかり皆さんに見ていただけるような、そういうシステムというか、体制というか、仕組みというか。これはここですぐにといいような話にはならないと思いますので、また、これからの議会運営委員会の中でいろいろと議論をしていただけたらいいのではないかと思いますので、これは要望ということで、皆さんもぜひお考えいただきたいなというふうに思います。

4番目です。パーティーションが本会議場の分だけだというようにお話でした。コロナ対策として委員会を、Aチーム、Bチームと分けているのをどうするのかという問題も今後また出てくるとは思うんですけれども、そういう中でもパーティーションがたくさん必要になってくるとかいうようなお話もありました。その財政的なところがどれぐらいかなというのを聞きたいなと思ったんですけど、これは本会議場だけの分だということですので、これについてはお答えは結構です。分かりました。

最後に、議会だよりなんですけれども、全戸配布をされることで全ての市民の皆さんに議会だよりがお届けできるということは本当に有意義なことだと思っているんですけれども、これはたまたま私の地域だけのことなのか、分からないんですけど、広報誌と一緒に配られるのはいいんですけど、広報誌の間に議会だよりが挟まれて投函されていると、業者の方がそういうふうになっていると思うんですけど、私も、「増永さん、広報に載ってましたね」って言われて、えっ、そんなはずはないと思ったんですが、多分、その広報

誌の中に議会だよりが挟まっているのだなというふうに、自分の家に配達されて初めて思ったんです。

中まで見てくださっている分にはまだしも、挟まれたまま、そのまま横へ置いてしまうと、議会だよりが配られていることすら市民の方の目にとまっていな感じがしないかというのが非常に気になっておりまして、委託の内容を教えてください。

今すぐ、それがどうなっているかという答えがここで出るとは思いませんので、また今後、これについて調べてもらえたらなというふうに思いますので、委託の内容、どんなふうになっているのかいうのだけ教えてください。

以上です。

○村上英明委員長 大西事務局次長。

○大西事務局次長 そうしましたら、2回目のご質問で、2点のご質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目でございます。議会事務局の人員体制をどうしていくのか、映像配信の部分も人員がおれば早くなるんじゃないかということもあつたと思います。

人員体制のお話をさせていただく前に、映像配信で少し細かいお話をさせていただきます。映像配信の編集については委託しております業者と我々でやっておりますので、まず、本会議が終わりまして3日ぐらいは、業者のほうで編集をしていただいております。

その編集をしていただいた分につきまして、事務局に返ってきて、事務局の担当者がチェックをし、また修正をして、再度、業者に編集依頼をしているというのを繰り返しているものでございますので、この部分、先ほども少し検討をさせていただ

くとお答えをさせていただきましたけれども、工程を少し短くすれば、物理的に1日、2日は可能かと思っております。

この部分に関しまして仮に増員となったとしても、あまりスピード感として影響はないと考えております。

人員体制につきましては、過去にもございましたが、例えば近畿や大阪府の議長会で会長市になった場合に関しましては、我々としても、通常よりも物理的に業務がふえていきますので、そういったときに関しましては、人員を増員していくのを基本線として考えております。

日々の業務でございますけれども、こちらに関しましては、まず、既存の職員の能力の引き上げ、業務の見直し、時間の部分ということになりますけれども、そちらを主軸に置いて現在、考えているところでございます。

増永委員からもご指摘がございました会議録を、上半期でやってまいりました。ちなみに申し上げますと、この上半期に全てやり上げましたけれども、事務局職員の1名が育児休暇で2か月いないという状況と、時間外勤務につきましてもほぼしていないという状況の中で完成をすることができております。

では、なぜできてなかったのかと申し上げますと、ひとえに管理をするというところが欠落していたというふうに考えております。

次に広報せつと議会だよりでございます。

こちらは私もどういう形で配られているかというのは、現在、把握しておりませんので、委託業者の近畿ポスティング協会に確認をさせていただき、改善できる分に関しては改善をしてまいりたいと考えて

おります。

以上でございます。

○村上英明委員長 増永委員。

○増永和起委員 職員の皆さんの多大な努力で前進していただいたということでございます。

もちろんそういう一人一人の能力向上といえますか、そういうこともぜひしていただきたいと思うんです。

他市と比べるとやっぱり議会事務局の人数が少ないんじゃないのかなというふうにも思いますし、残業をされている姿も私らもよく見えていますし、これから女性職員とかの登用もどんどんしていただく、摂津市全体としてということになっていくと思いますので、もちろん男性も育児休暇を取るというようなことは大いに推進していただきたいと思っておりますし、やはり余裕のある体制というのが望ましいのではないのかなというふうに思いますので、ぜひお願いしたいなど、これは要望でございます。

そして、やはりこの間、議会事務局の職員の皆さんがどんどんと入れ替わるということがありまして、本当に慣れない仕事を一生懸命覚えなアカンし、前はどうかと言われても分からないというふうなことが多々あったとは思いますが、そういう入れ替わりがしょっちゅうあるというふうなことについてはしっかりと人事課のほうとも話をさせていただいて、きちんと業務が引き継げるようなそういう体制、しっかりノウハウを蓄積して次に入ってくる方にそれを引き継げるという、そういう体制もしっかりとつくっていただきたいなと思います。これは要望でございます。

それから、議会だよりなんですけれども、

私もどうなっているのかというのは、自分のところに配られて初めてはっきり分かったというふうな形ですので、それまでもそうやったのか、そのときたまたまそうやったのかということも、前の記憶がはっきりしないので、そこについてはぜひ調査をしていただいて、せっかく議会だよりを全戸配布しているのに、目にもとまらないで横へ置かれるというのは、あまりにも悲しいなと思いますので、ぜひ改善してもらえるようによろしくお願いします。

以上です。

○村上英明委員長 西谷委員。

○西谷知美委員 私独自の質問というより、増永委員のやりとりを聞いていて、本当に個人の意見になるかもしれないんですけど、議会だよりが広報せつとセットで配られていることについてなんですけど、私は逆にすごく見ていただく機会がふえるのかなと思っております。

というのは、市民活動の情報をその広報せつにつに載せてもらったときと載せてもらってないときって、すごく反響が違って、広報せつって隅々まで読んでいただくイメージがあるんですけど、私が議員になる前の一市民だったとき、議会だよりはあんまり見ていない時期もあったので、正直言いますと、広報せつにつに挟んでたら、広報せつを開けたときに、見ていただける機会がふえるのかなと思います。

また、議会だよりを本当に読みたい方は、案内等を記載して誘導し、摂津市政が今どう動いているのかっていうお知らせもできるかなと思うので、私は挟まっているほうが逆にいいのではないかと感じました。

○村上英明委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 では、以上で質疑を終

わります。

それでは、討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 討論なしと認め、採決いたします。

認定第1号所管分について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○村上英明委員長 全員賛成。よって、本件は認定すべきものと決定をいたしました。

暫時休憩します。

(午前10時48分 休憩)

(午前10時51分 再開)

○村上英明委員長 それでは、議会運営委員会を再開します。

第4回定例会の審議日程及び議事日程について、事務局から説明をお願いします。

香山主幹。

○香山事務局主幹 第4回定例会の審議日程等の事務局案について、お手元の資料に基づき説明いたします。

まず、1ページの審議日程につきまして、会期は11月30日から12月15日までの16日間でございます。

本会議初日の11月30日は、閉会中の継続審査となっていました案件の委員長報告、採決、そして付託案件について提案理由の説明、質疑、委員会付託並びに即決案件の審議でございます。

また、この日の午後5時15分が議会議案の届出締切りでございます。

12月1日が文教上下水道及び民生常任委員会、2日が総務建設常任委員会と常任委員会予備日、3日が常任委員会予備日でございます。

また、2日の正午が一般質問の届出締切りでございます。

10日が議会運営委員会、14日は本会議で一般質問、15日の本会議では一般質問の後、付託案件の委員長報告、採決の後、議会議案の審議となっております。

また、15日の本会議終了後に開催いただく議会運営委員会は、第1回定例会の審議日程の仮決定をお願いするものでございます。

以上が審議日程案でございます。

続きまして、2ページからの議事日程について説明申し上げます。

まず、11月30日につきましては、日程1が会期の決定、日程2は認定第1号から認定第8号で、委員長報告を受けた後、討論、採決でございます。

この8件を採決グループごとにまとめるように順序を並べ替えて備考欄に一括起立採決あるいは一括簡易採決と記載いたします。

先ほどの協議会での態度表明に基づき整理いたしますと、認定第1号が起立採決、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第7号及び認定第8号は一括起立採決、認定第5号及び認定第6号は一括簡易採決となります。

日程3は議案第69号で、上程の上、即決でございます。

日程4は議案第64号など12件で、提案理由の説明を受けた後、所管の委員会に付託となります。

日程5は議案第76号で、上程の上、即決でございます。

3ページ、12月14日については一般質問でございます。

15日については、日程1、一般質問の後、日程2、議案第64号など委員会付託案件の12件を一括上程の上、委員長報告、採決となります。

以上が議事日程でございます。

次にお付けしております議案付託表につきましては、総務建設、文教上下水道、民生の各常任委員会で審査いただく案件でございます。

最後の所管別分割表につきましては、議案第77号、令和3年度一般会計補正予算(第10号)について、付託された委員会で審査いただく内容でございます。

以上、事務局案の説明といたします。

○村上英明委員長 ただいま、事務局から説明がありましたとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 それでは、そのように決定をいたします。

続きまして、次に各常任委員会等における市議会三役及び委員長の質疑について協議を行います。

お手元に配付をしております、各常任委員会等における市議会三役及び委員長の質疑について修正案をご覧いただきたいと思っております。

こちらは、先日の本委員会でご協議いただきました内容を基に修正をいたしましたので、前回からの修正部分の説明をいたします。

まず、1番目の議長についてでありますけれども、1行目の「他の委員と同様に質疑を行える」と、2行目の「ただし」を削除し、3行目、4行目の「維持する必要があることから」を「維持する必要がある。したがって」と、4行目、5行目の「総括的な意見を述べるにとどめ」を「総括的な内容とし」に変更しております。

次に、②の副議長についてでありますけれども、2行目の「質疑の回数について制限を課すものではないが」と3行目の「議長

と同様に」を削除し、4行目の「総括的な内容にとどめ」を「総括的な内容とし」に変更しております。

次に、4番目の委員長についてでありますけれども、まず、1行目と2行目にあります「原則、質疑を行わない。ただし」を削除し、2行目、3行目の「総括的な意見を述べるにとどめることとする」を「総括的な内容とし、委員会の進行を副委員長と交代した上で行うものとする」に変更、そして追加を行っております。

この修正案について、各会派からご意見をお伺いしたいと思います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 それでは、この修正案についてはこれで意見の集約をさせていただいてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 では、この修正案で決定とさせていただきたいと思っております。

次の案件でございますが、委員外議員の委員会への出席及び発言について協議を行います。

各会派からご意見を賜りたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

光好委員。

○光好博幸委員 では、最初に自民党・市民の会のほうからの意見ということでございますけれども、結論から申し上げますと、やはり委員外ということでございますので、そういった立場を踏まえて発言すべきじゃないかということでございます。

特に少数人数の会派であって、その委員として出席してないときは別として、同じ会派から委員が出ているという立場においては、委員外というところで、その委員以上に発言するというのはいかがなものかみたいな話にもなりましたので、そうい

った立場を踏まえた質疑にとどめることにするということでございます。

特にこの文面を変えろということであれば、例えばこの3行目まではそのままにして、「なお、委員外議員という立場を踏まえ、分別を持った質疑内容にとどめることとする」という文言を加えろとか、ある意味、その委員外というところの認識といいますか、「立場を踏まえた」というところを付け加えていただきたいという意見でございます。

以上です。

○村上英明委員長 ほか、ございますか。  
西谷委員。

○西谷知美委員 光好委員とほぼ同じような意見なんですけれども、委員外議員の委員会への出席はもちろん可能なんですけれども、発言については、同一会派の議員が委員として出席している場合は発言を控えるということで提案したいと思えます。

○村上英明委員長 ほか、ございますか。  
一通りご意見を賜りたいなと思ってまして。

増永委員。

○増永和起委員 今、西谷委員のおっしゃったのは文章を変えろというようなことなのかどうなのか、分からないんですけれども、そもそもここに書かれてあることっていうのは当たり前なことだと思うんです。

やはりそこの委員会の協議会なわけですから、まずは委員の皆さんのしっかりとしたご議論があって、かつ、協議会として開かれて出席を認められている委員外の議員に対しても委員長の許可があって初めて質問なり発言なりすることができると思うんです。

そういうルールはちゃんと決まっているわけですから、あとは、新人の議員であったりとか、なかなかうまく状況が把握できていないっていうようなことがあるような場合、様々、これはこうすべきだよというようなことが後々出てくるということはこれから先いろんな場面であると思うんです。

そういうときに、やはりその場でできることだったら委員長がきちんと処理をされるだろうし、終わってから各会派なりでそういう話をする。会派自体が新しいところでしたら、やはり他の会派からとか、委員長が後でこれはこうなんだということをおっしゃっていただくということさえあれば、一つずつ前に進んでいくものだと思うんです。

反対に、そういう何かがあるたびに、まず一つ一つ文章をつくって申し合わせとして残していくって、学校の校則ではないんですけれども、それぞれの皆さん、きちっと議員として仕事をされている中で、市民からの負託も受けて活動されているわけですから、事細かくこういうものをつくっていかなあかんということは違うのではないのかなというふうに私は思っております。これを文章として残すということそのものについて反対をしたいと思っております。

内容はもちろんこのとおりなんですけれども、そういうことは話し合いの中でやっていく、気がついたところをおっしゃってあげろということではないかと。もし、そう言っても聞かないというふうな方でしたら、何ぼこういうものをつくっていても、それは意味をなさないことになると思うんです。幾ら申し合わせがあったとしても、それはただの申し合わせな

んだから、私はこうなんだってやってしま  
うって言う人だったら、言っても聞かない  
だろうし、こういうふうなものをつくって  
も意味があんまりないだろうと思います。

それはどうしていくのかっていうのは、  
もし、本当にそういうことが起こったとき  
はやっぱり議会としてしっかり対応せな  
あかんと思いますけれども、今まで、そう  
言っても聞かないみたいな、そういうこと  
はなかったのではないのかなと思いますし、  
皆さんの良識ある対応というのを期待  
できると思いますので、こういう細かい申  
し合わせというのは必要ないと思います。

以上です。

○村上英明委員長 では、香川委員。

○香川良平委員 会派としても、この委員  
外議員の出席及び発言についての文言、当  
たり前のことを書いているんだということ  
で、特に意見としてはないです。

ただ、委員外議員を呼ぶ案件というのは  
大きい事案、幼児死亡の件であったり、マ  
イナンバー紛失であったり、そういう世間  
をにぎわしている事案かなというふうに  
思います。

会派としてある意見が、いわゆる全員協  
議会というシステムがないことに問題が  
あるといったら、言葉が難しいですけど、  
例えば幼児死亡の件であったら、文教上下  
水道常任委員会の中で行っているわけな  
んです。

その事案というのは、民生常任委員の担  
当課もまたがっている話であって、全員協  
議会があったら全て解決するわけなんで  
す。

何て言ってもいいか分からないけど、委員  
外議員というシステムのことを考えるよ  
り、全員協議会というシステムをつくるこ  
とも今後検討していったほうがいいのか

なと思います。これも会派としての意見で  
あります。

○村上英明委員長 では、公明党といたし  
ましても、基本ベースはこの文面でとい  
うことで、追加するというのであれば、先  
ほど、光好委員が言われた、「委員外議員  
という立場を踏まえ」ということで、分別  
を持った質疑を行っていくというような  
ことを追加できればと、考えております。

方向性としては、各委員からというのは  
そんな大きな差というのはないのかなと  
いうふうに思います。

ただ、書面として残すのはどうかとい  
うのが1会派からあったんですが、その辺の  
部分、皆さん、どうでしょうか。要は文面  
として残していくほうがいいのか、今の運  
用のままということやっていくとい  
うことでいいのではないかというようなこ  
とだったと思うんですが、その辺、どうで  
しょうか。

光好委員。

○光好博幸委員 逆に質問ですけど、日本  
共産党に。いわゆる文面に残すという方向  
性になったときにはもう着地点はないと  
いうことですか。例えばこういう文言だ  
たらいいというところがあるのかないの  
かによって議論すべきなのかどうかとい  
うのが変わるのかというふうに思います  
ので、お聞きかせください。

○村上英明委員長 増永委員。

○増永和起委員 この協議会のことをこ  
こで文面にするとすると、またいろいろこ  
れから起きてくることを全部文面にし  
ていかなあかんということになると思  
うんです。今までも疑問に思うことも何  
回かあったと思うんです。議会運営委  
員会の中で協議したことがちゃんと話  
し合ったにもかかわらず、後でひっくり  
返されたとか、



何かいろんなことがあったと思うんですけど、何かあるたびに一つ一つこうやって文書にして残していくみたいなことになっていくきっかけになると思うんですよ。

先ほどの委員長とか議長とか、そういう立場の方の話というのはこれで終わると思うんですけども、こういうことは、この協議会だけではなくて、様々なところで話はあると思うんです。

その都度、文章にして残して、これが冊子になっていくような、そんな状況になるのはおかしいなと思いますし、いろいろ状況が変化していくこともあると思いますし、それはしっかり委員の皆さんのちゃんとした話し合いの場で、そういうことはこうすべきと違うかというふうなことを話し合って積み重ねていくということではないんじゃないかと思うんです。

なので、日本共産党としては、この内容は皆さんとお話しして、一致できますけれども、文章として残すというのが、何か特別なものではないと思うんですよ。ほかにもいろんなことが出てくると思うんです。その都度こうやって文章にして、あれはやったのに何でこれはしないのっていう話にこれからなってくると思いますので、文章化することに対して反対をしています。

○村上英明委員長 光好委員。

○光好博幸委員 分かりました。では、内容についてというところでいくと、特に問題はないという話をお聞きしたということで、我々としまして、できることならばといいますか、今後いろんな委員になられる方に対しての道しるべじゃないですけど、そういったことがあれば判断しやすいという思いがある一方で、やはり何でもかんでもといいますか、本人の常識の範囲で判断するというか、全てにおいて文面

にできないという話も一方で理解できるという、そういう意見もございましたので、今、会派の代表として出席している立場として、特にそういう意見があるのであれば、今回、委員外議員に関して、文面化は別にしなくてもいいのではないかというふうには、決まるのであれば、賛同します。

○村上英明委員長 この委員外議員のこの質問の内容という部分については皆、方向性は一緒だということで、それが再確認されたというふうにするので、あとは、この文章的に残すか残さないかというところだというふうには思います。

ただ、私の考えは、委員外議員の発言については、例えばどうだったのって聞いたときに、事務局職員が全員異動したときに、いや、私は知りませんと。引き継ぎがあればいいんですけど、引き継ぎって書面でしなないといけない部分もあると思うので、そういう後々、次の新人の議員が出てくるとかいうときに、その確認といったことも含めれば、やはり書面として何らかの形で残しておくほうがいいんだろうなというふうには私は思っていますので、基本的にはこの書面で残していくという方向が個人的な考えとしては持っておりますが、その辺、ほかの委員はどうですか。

西谷委員。

○西谷知美委員 そもそも論なんですけど、何でこれを文章化しようっていうことになったんですか。

○村上英明委員長 大西事務局次長。

○大西事務局次長 西谷委員からのご質問でございますけれども、もともとの取り決めが基本的に曖昧な部分があり、どれが正しいのかというような議論が出発点です。

以上でございます。

○村上英明委員長 今、我々も先輩議員から口頭でずっと聞いてきましたので、もし、引き継ぎがなければ、そこで空白になってしまうようなという懸念がありましたので、何らかの文章として残したほうがいいのではないかなというのが私の考えです。

増永委員。

○増永和起委員 この問題に関しては、今もうなくなってしまいましたけれども、議会活動等検討委員会がありまして、私は当時、その議会活動等検討委員会は、副議長のあて職ですので委員長をしておりました。

議長・副議長からの提案事項ということではなく、その議会活動等検討委員会の中で一人の委員からこういうことをしたほうがいいんじゃないかというご提案があって話をしていたんですが、結局、議会活動等検討委員会の中でもこうしようというような結論が出ないまま、議会活動等検討委員会がなくなったので、議会運営委員会にそれが回ってきたというのが背景であります。

だから、これを組織的につくろうという意図があって出てきたのではなくて、議員からの提案ということで上がってきたけれども、まとまらなかったというのがこれまでの経過だったと思っています。

この背景にあったことについては私から説明するのも何ですので、今、ご質問があることについては、委員長・副委員長のほうにお話していただければと思います。

○村上英明委員長 副議長。

○三好俊範副議長 結論から申し上げますと、全員で一致という話ですので、そもそも厳しいんじゃないかなというのが意見です。

あと、もう1点、前回、幼児死亡の件で

文教上下水道常任委員長をさせていただいていたところがありますので、その観点からお話をさせていただきたいんですけど、あのときは議員改選後でして、議員自体はまだ前回の議員の任期中でしたが、選挙自体は終わっているという状況でした。

そのときに事態が急でしたので何かしたいという話を事務局と話して、私自身も、先ほど、香川委員からありましたとおり、全員協議会というのが好ましいだろうとは思っていたんですが、なかなかそういう場がないという結論に至りまして、急遽、協議会という形で開きました。

ただ、あれは完全に急遽でしたので、委員の皆様も特に事前説明も何もなく、もちろん委員外議員に関しても事前説明も何もなかったんです。そういうときも、今後起こり得る話があると思うんです。そのときに発言が制限される状況もあるんじゃないかなってというのは、当時の委員長として思っていました。

事前に説明があって打ち合わせができる状況であれば確かにこのとおりなんですけど、そういう状況じゃないということも今後考えていけないといけないのではないかなというのであれば、立場をわきまえないといけないのは理解しているんですが、議会全体として違う方向性というのも考えていく、これはこれとしてやっていくということでもいいと思うんですけど、違う形というのをつくっていくということも選択肢の一つなのかなと思います。そういう場合にはこういう形でやるということも決めていくのであれば、そういう形も同時に決めていくのも一つの手じゃないかなという意見です。

以上です。

○村上英明委員長 この全員協議会につ

いては、議会運営委員会なり正副議長なり等と協議しながら、できないということではないんですよ。どうですか。

大西事務局次長。

○大西事務局次長 いわゆる全員協議会については会議規則上、設けていないというのが現実です。

ただ、できないのかと言われれば、議会運営委員会等々、委員長団、議長団で諮っていただければやれないことはないと思います。

ただ、恒常的に規則上持っている会議体ではございません。

以上でございます。

○村上英明委員長 その場その場で、また必要な折にはそういう検討をしていくという方向で持っておきたいなというふうに思います。

この委員外議員の委員会の出席及び発言についてというこの書面を、要は申し送りみたいな形の規則とか条例とか云々じゃないので、人が替わったときにも、同じような考え方が伝わっていくという意味ではこの文面というのは残しておいたほうがいいのかというふうに私は思うんですが、その辺どうですか。

こういう中であっても文面として残す必要は全くないというお考えなのかどうか。

増永委員。

○増永和起委員 まず、その事務局が交代したら事務局に聞いても分からないというのは違うと思うんです。

その中で申し合わせというのは事務局が云々ということではなくて、やっぱり議員がその時々いろいろな話し合っただれぞれの自分たちの信条に従ってやっていくものでありますし、委員長が最終的には

判断をされるものだというふうに思いますので、別に事務局が入れ替わろうが何であろうが、それは関係ないのではないかなと。それこそ、摂津市議会の議員集団がどういうふうになっていくかということだと思いますので、新しいメンバーが来たときにそういうことについて、また、私たち全員が入れ替わって違う議員が選ばれたとしたら、また、そこで話し合われる内容だと思いますので、そしたら、今までこうだったということだけが残っていくのも、それも変な話だと思うんです。

やっぱりそれは議員の中でその時々いろいろな話し合いながら作っていくものであって、文章化して、前はこうだったからこうなんだっていうことをずっと残していくというのは、それも違うのかなと思います。

申し合わせというのは全員一致が原則というふうに摂津市議会ですっとなってきたと思いますので、それが本当にしっかりとした議員間で信頼を勝ち得るものということにつながるとと思いますので、一つ一つ話し合いながらやっていくこの摂津市議会のスタイルを残していけば、文章を残す必要はないと思います。

○村上英明委員長 ほか、ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 暫時休憩します。

(午前11時20分 休憩)

(午前11時52分 再開)

○村上英明委員長 では、再開します。

この委員外議員の委員会の出席及び発言についてというものにつきましては、この議会運営委員会としては書面としては残さないということで、そして、その代わりということで、委員外議員が出席する委員会なり協議会があった折には、その委員

会の委員長でこの文面の発言をしてもらうということで意見の集約をしたいと思いますが、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明委員長 それでは、以上のとおり意見の集約をさせていただきます。

次に、本委員会の所管事項に関する事務調査について協議を行っていききたいと思います。

本委員会の行政視察につきましては、例年1月に実施しております。

緊急事態宣言等は解除されておりますけれども、第6波に対する警戒など先行きが見通せない状況と思います。

そのため、令和3年度につきましては、本委員会の行政視察については中止をさせていただこうと思っておりますけれども、皆様、いかがでございましょうか。よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明委員長 では、異議なしということで、この令和3年度につきましては、本委員会の行政視察は中止ということでさせていただきます。

次に、第4回定例会に係る新型コロナウイルス感染症対策について協議を行っていきます。

配付しております新型コロナウイルス感染防止対策と記された資料をご覧くださいと思います。

現在、緊急事態宣言は解除されたという状況ではございますけれども、引き続き感染防止の徹底を図る必要があるというふうに思っております。

基本的には、第4回定例会につきましても今までと同様の対策を取ってまいりたいと考えております。

しかしながら、本市の公共施設で行って

いた人数制限等が解除されているという状況でもあることから、本会議場の傍聴席の座席数の減につきましては解除したいというふうに思っておりますけれども、委員の皆様のご意見を確認したいと思いますのですが、どうでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明委員長 では、この本会議場の傍聴席の減については解除ということで、そのほかの項目については継続をしていくということでよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明委員長 では、そのとおりの対策を行っていききたいと思います。

なお、本会議中に緊急事態宣言がもし発出をされるというような状況がある場合には、また協議も含めて対応していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では、以上で本委員会を閉会いたします。

（午前11時55分 閉会）

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 村上英明

議会運営委員 光好博幸